ประกาศคณะกรรมการส่งเสริมการลงทุน ที่ 2/2564
เรื่อง มาตรการให้ได้รับสิทธิและประโยชน์เพิ่มเติมสำหรับกิจการในกลุ่ม B ที่ใช้เครื่องจักรที่มีระบบทันสมัย และมีการนำระบบอัตโนมัติหรือหุ่นยนต์มาใช้

（非公式訳）

投資委員会布告

第 2/2564 号

件名：最新機械、自動化またはロボットを導入するＢグループ事業向けの追加恩典を付与する措置

Ｂグループ事業において最新機械の利用および生産ライン・サービス提供への自動化またはロボットの導入促進を図り、仏暦 2520 年（1977 年）投資奨励法第 16 条第 2 段落、第 18 条および第 31 条の権限に基づき、投資委員会は、仏暦 2560 年（2017 年）10 月 28 日付投資委員会布告第 10/2560 号　件名：投資委員会布告第 2/2557 号に基づき追加恩典を付与する措置の第 2 項を廃止し、以下の措置を発布する。

“第 2 項　Ｂグループ事業において最新機械の利用および生産ライン・サービス提供に自動化またはロボットの導入に、以下通りに追加恩典が決定する。ただし、特定政策のある業種は除外し、事務局が定めた恩典を付与しない。

（1）　最新機械に支援する目的で自動化またはロボットを導入し、生産ライン・サービス提供を自動化する場合は、土地代および運転資金を除く投資金額の 50％を上限に法人税を 3 年間免除する。

（2）　使用される機械の総額の 30％以上をタイ国内におけるオートメーション機械産業と連携、または支援する機械を使用する場合、土地代および運転資金を除く投資金額の 100％上限に法人税を 3 年間免除する。

（3）　仏暦 2565 年（2022 年）の最終日までに奨励申請をしなければならない。”

2020 年 11 月 4 日より有効とする。

布告日 2021 年 1 月 13 日

陸軍大将

（プラユット・チャンオーチャー）

首相

投資委員会委員長